

スポーツ施設等におけるドローン使用に関するガイドライン

令和3年1月

養父市教育委員会
生涯スポーツセンター



1. ガイドラインの主旨

本ガイドラインは、昨今のドローンの利活用の広がり背景としたドローン操作の講習会や練習場所などスポーツ施設等を利用するケースに対応するため、航空法、養父市都市公園条例、全天候運動場設置及び管理条例など関係法令に基づき定めました。

ドローンは上空を飛行する物体であり落下の危険性を含んでいるものであることを踏まえ、施設を占有して利用（貸切り）すること等の条件を付し使用を認めます。

スポーツ施設等の保全と利用者、来館者等への安全確保にご理解をいただき、本ガイドラインを遵守した施設の利用をお願いいたします。

2. ガイドライン対象施設及び対象区域

- ① 都市公園施設（施設内及び敷地内）
- ② 全天候運動場（施設内及び敷地内）
- ③ おおやB & G海洋センター・おおやスポーツセンター（施設内及び敷地内）
- ④ 天文館バルーンようか（敷地内）

3. ドローン使用上のルール

（1）ドローンの機体に関する条件（様式第1号で確認）

ドローンの機体は以下の条件を全て満たす機体であること。

- ①機体の本体、バッテリー、カメラを含め、1機あたりの重量は4kg以下である。
- ②機体は鋭利な突起物のない構造である。（構造上、必要なものを除く）
- ③ドローンは、高度、姿勢保持、位置情報、衝突回避等のためのセンサー機能を有している。
- ④ドローンは、位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有している。
- ⑤ドローンは、操縦装置により適切にドローンを制御できる。

（2）操縦者の技能等（様式第1号で確認）

- ①航空法及電波法、養父市都市公園条例等関係法令に関する知識を有し遵守する。
- ②安全飛行に関する知識を有する。（飛行の禁止区域・飛行の方法などの飛行ルール、気象に関する知識、取扱説明書に記載された日常点検項目等）
- ③飛行前に各種確認が行える。（第三者の立入りの有無・風速風向等の気象等周囲の安全確認等、燃料又はバッテリーの残量確認、通信系統及び推進系統の作動確認）
- ④GPS等の機能を利用せず、安定した離陸、飛行、着陸ができる。
- ⑤飛行中に不具合が発生した際、ドローンを安全に着陸させられるよう適切に操作ができる。
- ⑥国土交通省航空局が定める「無人飛行機の講習団体及び管理団体一覧」に記載されている講習団体等から技能証明を受けた者である。
- ⑦ドローン講習会など操作経験が浅い者が操作する場合、上記要件については操作指導者の指示等によって対応できるものとする。

(3) 安全対策に関する事項

- ①夜間飛行やイベント上空飛行など航空法上の国土交通大臣の許可等が必要な飛行を行う場合は、許可・承認書及び国土交通大臣に提出した申請書類の写しを提出するとともに、飛行当日は、許可・承認証を携行し、十分な安全対策を講じた上で飛行させること。
- ②飛行当日の園内において、飛行中の注意喚起や許可を受けての飛行である旨の看板等を立て周知すること。
- ③写真や動画を撮影する場合、被撮影者のプライバシーや肖像権等に配慮するとともに、被撮影者の同意等は申請者（撮影者）において責任をもって対応すること。
- ④総務省が公表した「『ドローン』による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン（平成27年9月）」に示されている注意事項に留意すること。
- ⑤飛行当日、操縦者がアルコールを摂取した状態や体調不良など正常な操縦ができない状態での飛行は禁止する。

(4) 施設屋内での飛行条件

飛行を許可する施設及び飛行空間は、次の通りとする。

【共通事項】

- ・施設を独占的に貸し切って利用すること。
- ・墜落や衝突などによりアリーナ床面など施設に損傷が生じないように、必要に応じて保護用シート等を設置すること。
- ・操縦者は、常に飛行空間を認識し、飛行速度を抑え、墜落、人や物への衝突を回避するよう細心の注意を払い飛行させること。
- ・必要に応じて操縦者以外の監視者を置き、飛行範囲の監視や周辺状況の管理等を行うこと。

【個別事項】

- ① 八鹿総合体育館
天井、壁面・構造物、バスケットゴール等凹凸物から3 m以上離れた空間を使用すること。
- ② ようか温水プール・健康支援施設
原則、使用は許可しない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 全天候運動場
天井、壁面・構造物、凹凸物から3 m以上離れた空間を使用すること。
- ④ おおやB & G海洋センター体育館
天井、壁面・構造物、凹凸物から3 m以上離れた空間を使用すること。
- ⑤ おおやB & G海洋センタープール
原則、許可しない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。
- ⑥ 天文館バルーンようか
原則、許可しない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

(5) 屋外の管理区域内での飛行条件

飛行を許可する施設及び飛行空間は、次の通りとする。

【共通事項】

- ・施設を、独占的に全面を貸し切って使用すること。
- ・操縦者は、常に飛行空間を認識し、飛行速度を抑え、墜落、人や物への衝突を回避するよう細心の注意を払い飛行させること。
- ・必要に応じて操縦者以外の監視者を置き、飛行範囲の監視や周辺状況の管理等を行うこと。
- ・駐車場での飛行は認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。
- ・飛行高度は高度 150m 以下とする。

【個別事項】

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ① 人工芝テニスコート・練習コート | 施設外周の内側の空間を使用すること。 |
| ② 多目的グラウンド | 施設外周の内側の空間を使用すること。 |
| ③ キャンプ場・ゲートボール場 | 管理区域内の内側の空間を使用すること。 |
| ④ 全天候運動場芝生広場 | 芝生広場外周の内側の空間を使用すること。 |
| ⑤ おおやスポーツセンター | 施設外周の内側の空間を使用すること。 |

4. 賠償責任保険（損害保険）等への加入義務

ドローンの飛行・落下等による事故に対応するため、人や施設・物に対する賠償責任保険への加入を義務付ける。保険加入を確認するため保険証書の写しを提出すること。

5. 事故対応

- ① 事故の状況に応じ速やかに対応すること。人命救助や施設管理者への報告を行うこと。
- ② 国土交通省等への報告義務案件は速やかに報告すること。
- ③ 施設や物（備品類）の損壊については、原状回復を行うこと。
- ④ プライバシーの侵害、接触事故などドローン飛行に起因するトラブルへの対応について、申請者が責任をもって対応すること。市は一切責任を負わない。

6. 施設の利用とドローン使用に係る届出書の提出

(1) 施設予約・申込み方法

利用しようとする施設の利用申込書等を提出すること。

利用する前（予約時に）に、施設管理者と事前協議を行うこと。

(2) 必要書類

- ①ドローン等の飛行に係る届出書（様式第1号）
- ②賠償責任保険等の保険証書の写し
- ③必要に応じて、国土交通大臣の許可・承認書、技能証明等の写し
- ④その他、市が必要とする書類

(3) 利用料金 利用しようとする施設の利用料金のとおり

7. 用語の定義

- ①ドローン 航空法に定める無人航空機であって、「3. ドローン使用上のルール、(1) ドローンの機体に関する条件」を満たすもの
- ② 施設利用申請者 ドローン飛行に責任を持つ者
- ③ 操縦者 ドローンを操縦する者
- ④ 監視者 ドローンの飛行範囲を監視し、周辺状況の管理や事故発生時の対応を行う者

8. 「スポーツ施設等におけるドローン使用に関するガイドライン」に定めない利用について

専門的かつ高度な技術を有する事業者等が、様々なドローンの機能向上や技術開発、実証試験等を目的とする場合など、本ガイドラインによらない施設利用を希望する場合は事前に個別協議の上、利用の可否を決定する。

9. 「スポーツ施設等におけるドローン使用に関するガイドライン」の更新について

本ガイドラインは、施設の利用実態に応じて随時見直しを行う。施設を利用する際には、常に最新版ガイドラインを確認すること。

10. 本ガイドライン、施設利用に関する問合せ先

養父市教育委員会 生涯スポーツセンター

〒667-0044 兵庫県養父市八鹿町国木 697-1 市立全天候運動場

T E L : 079-663-2021 F A X : 079-663-2024

ホームページ www.ikiikidome.com

3 ドローンの機体に関する確認事項 ()

- 機体の本体、バッテリー、カメラを含め、1機あたりの重量は4kg以下である。
- 機体は鋭利な突起物のない構造である。(構造上、必要なものを除く)
- ドローンは、高度、姿勢保持、位置情報、衝突回避等のためのセンサー機能を有している。
- ドローンは、位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有している。
- ドローンは、操縦装置により適切にドローンを制御できる。

4 操縦者の技能等に関する確認事項 ()

- 航空法及電波法、養父市都市公園条例等関係法令に関する知識を有し遵守する。
- 安全飛行に関する知識を有する。
(飛行の禁止区域・飛行の方法などの飛行ルール、気象に関する知識、取扱説明書に記載された日常点検項目等)
- 飛行前に各種確認が行える。
(第三者の立入りの有無・風速風向等の気象等周囲の安全確認等、燃料又はバッテリーの残量確認、通信系統及び推進系統の作動確認)
- GPS等の機能を利用せず、安定した離陸、飛行、着陸ができる。
- 飛行中に不具合が発生した際、ドローンを安全に着陸させられるよう適切に操作ができる。
- 国土交通省航空局が定める「無人飛行機の講習団体及び管理団体一覧」に記載されている講習団体等から技能証明を受けた者である。
- ドローン講習会など操作経験が浅い者が操作する場合、上記要件については操作指導者の指示等によって対応できる。

5 安全対策に関する確認事項 ()

- 操縦者が体調不良等ではなく正常な状態である。

6 必要な書類を添付 ()

- 賠償責任保険等の保険証書の写し
- 技能証明等の写し
- (必要に応じて) 国土交通大臣の許可・承認書
承認が必要な飛行種類 (具体的に)

令和3年1月

都市公園 ドローンが利用できる施設・区域



キャンプ場

テニスコート

多目的グラウンド

ゲートボール場

八鹿総合体育館

令和3年1月現在

市立全天候運動場 ドローンが使用できる施設・区域

市立全天候運動場

芝生広場



令和3年1月現在

おおやB & G海洋センター等で
ドローンが使用できる施設・区域

おおやスポーツセンター

おおやB & G海洋センター体育館

令和3年1月現在

